

事業用大規模建築物及び特定食品関連事業者における 廃棄物の発生抑制等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例に規定する事業用大規模建築物及び特定食品関連事業者における廃棄物の発生抑制等を図るために必要な事項を定めることにより、廃棄物の減量、適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び規則において使用する用語の例による。

(事業用大規模建築物の所有者の範囲)

第3条 条例で規定する事業用大規模建築物の所有者とは、その建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) (1) の管理組合が構成されていない場合は、事業用大規模建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 事業用大規模建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有しているもの
- (4) 事業用大規模建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(事業系廃棄物減量明細)

第4条 規則第5条第2項に規定する書類は、事業系廃棄物減量明細（第1号様式）とする。

(廃棄物管理責任者の選任)

第5条 事業用大規模建築物の所有者は、1の事業用大規模建築物につき1名の廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

- 2 前項の選任に当たっては、廃棄物管理責任者が、同時に複数の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、その業務を遂行するに当たり、特に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 3 廃棄物管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の種類、発生量、処理の方法等の把握に関すること。
 - (2) 事業用大規模建築物の占有者、利用者等に対する事業系廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進による減量のための啓発及び指導に関すること。
 - (3) 保管場所の管理に関すること。
 - (4) 事業用大規模建築物の所有者、占有者、廃棄物処理業者等との連絡及び調整に関すること。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第6条 保管場所は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 収集車両の横付けが可能であること。ただし、これにより難しい場合は、他の方法により、収集車両への積込み作業が安全、かつ、効率的に行われる位置に設置されていること。
- (2) 保管場所への収集車両の進入路が収集車両の進入に支障のない構造であること。
- (3) 事業用大規模建築物の規模、業種、事業系廃棄物の回収間隔、再生利用をする事業系廃棄物の品目等を十分考慮して、予測される排出量を保管することができる広さであること。
- (4) 保管場所において分別作業を行う場合にあっては、当該作業を行う広さがあること。
- (5) 事業系廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、若しくは悪臭を発生し、又は事業系廃棄物に雨水が流入しないように必要な措置が講じられていること。
- (6) 原則として、洗浄設備及び排水設備を設けること。
- (7) 収集車両への積込み作業の安全を確保するために、照明等必要な措置が講じられていること。
- (8) 再生利用をする事業系廃棄物と再生利用をしない事業系廃棄物を同一の保管場所に保管する場合は、それぞれの事業系廃棄物が混合しないように区分することができること。
- (9) 再生利用をする事業系廃棄物の保管場所は、必要に応じて間仕切り又は棚を設置すること等により、品目ごとに分別して保管できるようにすること。
- (10) 新聞紙、段ボール等の可燃物の保管場所は、防火対策に十分留意すること。
- (11) 特別な管理が必要な事業系廃棄物については、別に保管場所を確保すること。
- (12) 事業用大規模建築物の敷地外の場所に保管場所を設置しようとするときは、別途協議すること。

(改善勧告)

第7条 条例第27条第1項に規定する勧告は、勧告書（第2号様式）を事業用大規模建築物の所有者、事業用大規模建築物建築主又は特定食品関連事業者（以下「所有者等」という。）に交付することにより行うものとする。

- 2 勧告を受けた所有者等は、その勧告に従い、必要な措置を講じるとともに、当該措置を講じたときは、措置完了届（第3号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(公表)

第8条 条例第27条第2項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項について、京都市公報に登載することにより行うものとする。

- (1) 建築物の名称及び所在地
 - (2) 所有者等の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）
 - (3) 廃棄物管理責任者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
 - (4) 勧告の内容
 - (5) 勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、公表に当たっては、あらかじめ所有者等に対し、公表に関する通知書（第4号様式）により公表する旨を通知しなければならない。

(受入れ拒否)

第9条 市長は、条例第28条の規定により受入れを拒否しようとするときは、あらかじめ、所有者等に対し、受入れ拒否通知書（第5号様式）により受入れを拒否することを通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

(第 2 号様式)

勸告書

第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり勧告します。

措 置 の 内 容	
勸 告 の 理 由	
措 置 の 期 限	年 月 日

(第3号様式)

措 置 完 了 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 印 電話 ー

事業用大規模建築物及び特定食品関連事業者における廃棄物の発生抑制等に関する指導要綱第7条第2項により措置が完了しましたので届け出ます。		
建 築 物	名 称	
	所 在 地	
所有者等	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
廃棄物管理責任者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)		
講 じ た 措 置 の 内 容		
完 了 年 月 日		年 月 日

(第4号様式)

公表に関する通知書

第 号
年 月 日

様

京都市長

図

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条第2項の規定により、次の事項を公表しますので通知します。

- 1 建築物の名称及び所在地
- 2 所有者等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 廃棄物管理責任者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
- 4 勧告の内容
- 5 勧告書の交付日及び必要な措置を講じる期限

(第 5 号様式)

受入れ拒否通知書

第 号
年 月 日

様

京都市長 図

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 28 条の規定により、次の建築物から排出される事業系廃棄物の本市が設置する一般廃棄物処理施設への受入れを拒否するので通知します。

建 築 物	名 称	
	所 在 地	
受 入 れ 拒 否 の 期 間		年 月 日から 改善措置完了まで